

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		不妊治療費助成事業						予算事業名		不妊治療費助成事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知				
				04	01	03	2801	経常経費	根拠法令				
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-3安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）											
		③子育て家庭への支援						担当課係等		健康増進課			
		4子育てに係る経済的負担の軽減											
事業期間		継続（平成24年度～ 年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
子どもを出産しやすい環境整備の一環として，医療保険が適用されない特定不妊治療の一部を助成することにより，不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し，少子化対策の一助とする。								平成16年度より国，県の助成事業開始。平成25年，制度見直し案が提示され，28年4月より全面改正。県内では28年度より全市町村で助成。平成28年度から開始された男性不妊治療助成費助成は，令和元年度，38市町村で実施。					
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】					
不妊治療費の助成 対象者（要件有り） 県の指定医療機関において特定不妊治療（「体外受精及び顕微授精」）を実施した夫婦のうち，県補助金の交付決定を受けている方。特定不妊治療の過程で行う男性不妊治療も含む。 助成額：1回の治療につき，県補助金額を差し引いた額に対し10万円を上限に助成 ※治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は通算して6回，43歳未満の場合は通算3回，43歳以上は対象外								不妊治療を受けた夫婦（特定不妊治療を実施した夫婦の内茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けた方） 【事業をとりまく環境の変化】 近年，結婚年齢や出産年齢が年々上昇し，2016年，平均初婚年齢は男性31.1歳，女性29.4歳となり，第1子出産時の女性の平均年齢が30.7歳である。また，2015年社会保障・人口基本調査によると，実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は全体で18.2%，子どものいない夫婦では28.2%で夫婦全体の5.5組に1組に当たる。さらに，特定不妊治療等により出生した子どもの割合は全出生児の約5.1%で約20人に1人の割合となっている。					
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
不妊治療費の助成				不妊治療費の助成				不妊治療の助成					

■事業費

		R01年度	R02年度			
財源内訳	国庫支出金	0	0			
	県支出金	0	0			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	1,230	4,200			
歳入計（千円）		1,230	4,200			
歳出内訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）			
	18 負担金補助及び交付金	1,230	4,200			
歳出計（千円）（A）		1,230	4,200			
伸び率（％）			241.46			
備考	総合計画 59ページ 予算書 104ページ					

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	申請件数（延）	件	目標	50.00	40.00	40.00
			実績	26.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	助成を受けた夫婦で妊娠した人数	件	目標	8.00	8.00	8.00
			実績	9.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	結婚年齢や出産年齢の上昇に伴い、不妊治療を受ける夫婦は増加しており、少子化対策の一環として必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	治療費が高額であるため、治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減になっている。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在の手段が一般的である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	県の助成制度に準じて助成している。
公平性	受益者の偏り	B どちらも言えない	県の助成に準じて助成しているため、所得制限で対象にならない夫婦もあり、不妊治療を受けているすべての夫婦が対象にはなっていない。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	妊娠・出産に至った夫婦もいるが、難しい治療であり、必ずしも治療の効果が得られるものではない。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	特定不妊治療費の経済的負担の軽減になっている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
不妊治療は難しいため、治療の効果が得られない者もいるが、出産につながった者もいるため、引き続き実施していく。2年度からは助成額も100,000円に増額したため、より経済的負担の軽減につながるとされる。助成件数は27年度22件（延32件）、28年度22件（延35件）、29年度32件（延52件）、30年度16件（延30件）、元年度23件（延26件）であった。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
平成24年度から始まった事業は、年間1回50,000円の助成であったが、国の助成制度変更に伴い、助成回数の増加や男性不妊治療の助成も始めた。また、2年度から助成金を増額した。県内においては、不育症や人工授精、不妊検査の助成を実施している市町村もある。今後も国や県の動向を注視し実施していく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 子どもを出産しやすい環境整備として重要な事業である。市民への広報活動を充実させるとともに、事業拡充については近隣市町の動向を踏まえ検討する。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	